

○鳥羽志勢広域連合入札審査会規程

〔平成13年8月3日〕
規程第4号

改正 平成15年 3月20日規程第3号 平成16年 8月 1日規程第1号
平成16年10月 1日規程第3号 平成17年10月 1日告示第5号
平成19年3月30日訓令第1号 平成19年10月 1日告示第6号
平成22年8月12日告示第4号

（趣旨）

第1条 この規程は、鳥羽志勢広域連合（以下「広域連合」という。）が発注する建設工事、調査測量設計委託業務等（以下「建設工事等」という。）の入札参加者（随意契約を含む。）の選定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 広域連合長は、建設工事等の適正な執行を図るため、鳥羽志勢広域連合入札審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 審査会は次に掲げる事項を審査する。

- (1) 入札参加業者の資格及び等級格付に関すること。
- (2) 建設工事等に係る不正行為等による業者の指名停止等に関すること。
- (3) 設計金額1,000万円以上の建設工事の競争入札参加業者の選定に関すること。
- (4) 設計金額200万円以上の委託業務及び物品購入業務の競争入札参加業者の選定に関すること。
- (5) 契約予定金額200万円以上の随意契約に係る相手方の選定に関すること。
- (6) 一般競争入札の発注条件及び入札形態に関すること。
- (7) 総合評価落札方式における入札方式の決定等に関すること。
- (8) 発注標準に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、工事等を発注する所属担当課長が審査に付する必要があると認めた事項

（構成）

第4条 審査会は、4人の委員をもって構成する。

2 委員は、鳥羽市、志摩市及び南伊勢町の副市町長又は構成市町の長が当該職員の中から指名した者並びに広域連合事務局長をもって充てる。

（会長）

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 会長は、必要に応じて、当該建設工事等に係る広域連合の事務担当者の出席を求めることができる。

（会議）

第6条 審査会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事審査は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決定する。
- 4 会長において、緊急を要する案件で、審査会を開く暇がないと認めたときは、委員に回議して会議の審査に代えることができる。

（指名）

第7条 業者の指名は、広域連合が作成した競争入札資格者名簿に登録された者のう

ちから行う。

（選定）

第8条 審査会は、当該業者の工事施工能力、技術者の有無、経営規模、保有機械、信用度、資金状況等を考慮し、公平かつ厳正に選定するものとする。

（庶務）

第9条 審査会の庶務は、広域連合事務局において行う。

2 広域連合事務局は、審査に必要な資料を審査会に提出しなければならない。

（秘密の保持）

第10条 会長、委員及び事務担当者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（委任）

第11条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月20日規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年8月1日規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年10月1日規程第3号）

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年10月1日告示第5号）

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第1号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月1日告示第6号）

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成22年8月12日告示第4号）

この規程は、平成22年8月16日から施行する。